

## 「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」の改訂案について

### 1. 概要

#### ○ 知的財産権に係る経費の取扱に関する変更

ImPACT において得られた知的財産権は、PM の提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するために、適切に活用されるべきとの基本的方針が本取扱要領に示されており、創出された研究成果（発明）は積極的に権利化していくことが望まれる。

ImPACT において得られた知的財産権については、産業技術力強化法第 19 条に基づき研究開発機関に帰属することを原則としており、ImPACT において得られた研究成果を研究開発機関が権利化することを促進するため、研究開発プログラム経費（直接経費）より、知的財産権経費を支出できることを規定している。

しかしながら、研究開発プログラム経費（直接経費）から特許の出願等の知的財産権経費を支出した際に、受託研究期間内に特許権を取得できない場合は、国立大学法人における会計基準上、支障を来すことになり、従来の直接経費による知的財産権経費支出とは別の措置を講ずる必要が生じたところである（※）。

その具体策として、PM のマネジメント活動を支援するための経費を知的財産権経費の原資とし、JST と研究開発機関等との間で委託研究契約とは別に締結する契約に基づいて、知的財産権経費を支出可能とすることとし、そのための取扱要領の改定を行うものである。

※ 基本的な考え方として、委託研究における研究費は、研究開発機関が受託研究期間内に成果を出すことを目的に使用されることが原則であり、受託研究期間内に権利化されない特許の出願等に支出することは、会計処理上適切ではないと考えられる。国立大学法人の会計基準上は、受託研究費により特許を出願すると、まず減価償却できない暫定的な資産（特許権仮勘定）として計上され、権利化できた時点で償却可能な資産（特許権）となり、その特許権を減価償却することによって負債として立てている前受託研究費を収益化できること（最終的に負債として残らないこと）になる。一方、受託研究期間内に特許権を取得できない場合は、特許権が成立していないため減価償却を行うことができず、収益化されない前受託研究費が研究期間終了時に負債として残り、会計処理上不適切となる。



## 2. 新旧対照表

革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領  
 (平成 26 年 2 月 27 日総合科学技術会議 革新的研究開発推進会議決定)

現行	改訂案
<p>I. 略</p> <p>II.</p> <p>1. 略</p> <p>2. 具体的運用方法                      (1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 知的財産権に係る経費</p> <p>① 知的財産権の出願・審査・維持に係る費用(以下「知的財産権経費」という。)は、研究開発プログラム実施期間中は、研究開発プログラム経費(直接経費)として支出することができるものとする。</p> <p>② 研究開発プログラム終了後は、知的財産権経費は、知的財産権の保有者が負担する。</p> <p>(6) 略</p> <p>III. 略</p>	<p>I. 同左</p> <p>II.</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左                      (1) ~ (4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>① 知的財産権の出願・審査・維持に係る費用(以下「知的財産権経費」という。)は、研究開発プログラム実施期間中は、<u>機構と各研究開発機関との間で締結された委託契約等における研究開発プログラム経費(直接経費)として支出することができるものとする。</u></p> <p>② <u>直接経費により知的財産権経費を支出することが困難な場合、機構は当該経費を、委託契約等とは別に締結する契約により支出することができるものとする。</u></p> <p>③ 研究開発プログラム終了後は、知的財産権経費は、知的財産権の保有者が負担する。</p> <p>(6) 同左</p> <p>III. 同左</p>

※ 下線部が改定部分



## 「国立大学法人会計基準」における 受託研究により取得した特許権の会計処理の考え方

### 【一般原則】

受託研究費によって償却資産を購入した場合(=特許権を取得した場合)、「当該研究のための費用化額を限度として収益化することを原則とする」という、国立大学法人会計基準の考え方(費用進行基準)に基づき、受託研究期間内で償却を完了させる(=費用化する)。これと併せて同額を収益化(前受受託研究費(負債)→受託研究等収益)するため、損益が均衡する。

(特許権仮勘定は減価償却が開始されない)

### 受託研究費で特許出願を行った場合の国立大学会計基準上の取扱いについて

#### 1. 受託研究期間内に特許権が成立した場合①

#### 〇〇大学 貸借対照表イメージ(特許出願中)

(単位:千円)

#### 資産の部

I	固定資産	
1	有形固定資産	
...	...	
2	無形固定資産	
	特許権	0
...	...	
	特許権仮勘定	800
3	投資その他の資産	
...	...	
II	流動資産	

#### 負債の部

I	固定負債	
II	流動負債	
	前受受託研究費等	800
...	...	
<b>純資産の部</b>		
I	資本金	
...	...	
II	資本剰余金	
...	...	
III	利益剰余金	
...	...	



特許出願費用(800千円)を特許権仮勘定に計上。



特許権仮勘定に計上されている間は、前受受託研究費(負債)は減らない。

## 1. 受託研究期間内に特許権が成立した場合②

### 〇〇大学 貸借対照表イメージ(特許権成立後)

(単位:千円)

#### 資産の部

##### I 固定資産

1 有形固定資産

...

2 無形固定資産

特許権

...

特許権仮勘定

3 投資その他の資産

...

##### II 流動資産

#### 負債の部

##### I 固定負債

##### II 流動負債

前受受託研究費等

...

#### 純資産の部

##### I 資本金

...

##### II 資本剰余金

...

##### III 利益剰余金

...

800 → 0



0

800 → 0

特許権が成立すれば「特許権仮勘定」から「特許権」に800千円が移るが、減価償却を同時に100%行い、資産計上はゼロとなる(資産800千円減)。

前受受託研究費から減価償却額同額(800千円)が収益化(800千円減)される(負債800千円減)。

**※資産(800減)と負債(800減)のバランスがとれる**

## 2. 受託研究期間が終了した後に、特許権が成立した場合

### 〇〇大学 貸借対照表イメージ(特許権成立後)

(単位:千円)

#### 資産の部

##### I 固定資産

1 有形固定資産

...

2 無形固定資産

特許権

...

特許権仮勘定

##### II 流動資産

#### 負債の部

##### I 固定負債

##### II 流動負債

前受受託研究費等

...

#### 純資産の部

##### I 資本金

##### II 資本剰余金

##### III 利益剰余金

800 → 700



0

800

特許権が成立すれば「特許権仮勘定」から「特許権」に800千円が移る。特許は減価償却を通常8年間かけて行うので、1年目は減価償却額100千円となり、700千円を計上。(資産100千円減)

受託研究が終了しているため会計基準を踏まえると減価償却額を収益化できず(負債を減らせない)金額を変更できないため、800千円を計上。(負債変わらず)

**※資産が100減に対し、負債が減とっていないため、バランスが崩れる=負債が残り続ける不適切な貸借対照表となる**